

平成 30 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について

平成 30 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りとして、下記のとおり監視指導を実施しました。

記

1 実施期間

平成 30 年 6 月 25 日（月）から 8 月 31 日（金）まで

2 実施内容

(1) 監視指導

飲食店や食品等の製造、販売施設等に対し延べ 619 件の監視指導を実施した結果、1 施設で食中毒の発生並びに 16 施設で衛生管理基準及び施設基準違反（手洗い設備の不備等）が確認されました。これらの施設に対し行政処分又は行政指導を実施し、改善の確認を行いました。

(2) 食品等収去（抜き取り）検査

食品製造及び販売施設から魚介類加工品やそうざい等の食品 64 検体を収去し、細菌、食品添加物及び農薬等の検査を延べ 1,865 件実施しました。その結果、食品衛生法違反となる事例はありませんでした。

食品分類	検査 検体数	検査件数		
		微生物	添加物	農薬等
魚介類とその加工品	10	10	5	-
アイスクリーム類及び氷菓	12	24	-	-
めん類	6	18	-	-
菓子類	6	18	-	-
弁当及びそうざい	8	36	-	-
油脂食品	3	-	-	6
野菜類・果物及びその加工品	10	14	-	1,704
漬物	3	6		
食肉製品及び液卵	6	14	10	
計	64	140	15	1,710